

福岡県公報

平成十八年三月二十九日
第二千五百十四号
増刊 ②

目次

人事委員会

○公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する

規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

福岡県人事委員会規則第十号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一民法第三十四条の規定により設立された法人の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人	公立大学法人九州歯科大学 公立大学法人福岡県立大学 公立大学法人福岡女子大学
-------------------------------	--

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)